訪問看護重要事項説明書

1　事業者（法人）の概要

事業者名称	合同会社 CloudNine
代表者氏名	代表社員　岡西篤
本社所在地 (連絡先及び電話番号等)	愛知県豊橋市浪ノ上町 3 番地 1 （050-3529-9715）
法人設立年月日	令和 7 年 11 月 14 日

2　事業所の概要

事業所名称	訪問看護ステーション zoo
介護保険指定事業所番号	2362090769
事業所所在地	愛知県豊橋市伝馬町 178 番地山本ビル 405 号
連絡先 FAX 番号	050-3529-9715 050-3537-1728
事業所の通常の事業の実施地域	豊橋市内全域

3　営業日時

営業日	月曜日から日曜日
営業時間	9：00 から 17:30

4　職員体制

職	職務内容	人員数
管理者	管理者はステーションの従業者の管理及び事業の利用の申し込みに係る調整、実施業況の把握その他の管理を一元的に行うとともに自らも事業の提供に当たる。	常勤 1 名
看護職員	看護師は、訪問看護計画書及び訪問看護報告書（介護予防訪問看護計画書及び介護予防訪問看護報告書を含む）を作成し事業の提供に当たる。	常勤換算 2.5 人以上
理学療法士 作業療法士 言語聴覚士	理学療法士等は、医師の指示に基づき、利用者の居宅を訪問してリハビリテーションを中心としたサービスの提供に当たる。	必要に応じて１人以上

5　提供するサービスの内容

	サ　ー　ビ　ス　の　内　容
訪問看護の提供	(1)　病状の観察、心身の観察とケア (2)　日常生活の援助と指導（食事指導・排泄介助・身体の清潔保持・床ずれ予防） (3)　医師の指示による医療処置 (4)　リハビリテーション (5)　介護者、家族の健康・療養・介護についての相談 (6)　各種在宅サービスに関する相談と情報提供 (7)　ターミナルケア（終末期のケア）

6　利用料

(1) 介護保険の場合

・介護予防訪問看護

	単位数	1 割	2 割	3 割
20 分未満	303	309 円	619 円	928 円
30 分未満	451	460 円	921 円	1,381 円
30 分以上 60 分未満	794	810 円	1621 円	2,432 円
60 分以上 90 分未満	1,090	1,112 円	2,225 円	3,338 円
理学療法士等による訪問	284	290 円	580 円	870 円

・介護訪問看護

	単位数	1 割	2 割	3 割
20 分未満	314	320 円	641 円	961 円
30 分未満	471	480 円	961 円	1,442 円
30 分以上 60 分未満	823	840 円	1,680 円	2,521 円
60 分以上 90 分未満	1,128	1,151 円	2,303 円	3,455 円
理学療法士等による訪問	294	300 円	600 円	900 円

※介護保険法に基づいた単位数に、地域区分（6 級地 10.21 円）を乗じた額となっています。

提供時間帯名	早朝	昼間	夜間	深夜
時　間　帯	午前 6 時から 午前 8 時まで	午前 8 時から 午後 6 時まで	午後 6 時から 午後 10 時まで	午後 10 時から 午前 6 時まで

サービス提供開始時刻が早朝・夜間の場合は 1 回につき所定単位数の 25/100、深夜の場合は 50/100 に相当する単位が加算されます。

・加算料金

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算	基本単位	利用者負担			算定回数等
		1 割負担	2 割負担	3 割負担	
緊急時訪問看護加算（Ⅰ）（訪問看護ステーション）	600	613 円	1226 円	1,838 円	1 月に 1 回
緊急時訪問看護加算（Ⅱ）（訪問看護ステーション）	574	586 円	1,172 円	1,758 円	
特別管理加算（Ⅰ）	500	511 円	1,021 円	1,532 円	1 月に 1 回
特別管理加算（Ⅱ）	250	255 円	510 円	766 円	
初回加算（Ⅰ）	350	357 円	715 円	1,072 円	初回のみ
初回加算（Ⅱ）	300	307 円	613 円	919 円	

退院時共同指導加算	600	613 円	1,226 円	1,838 円	1 回あたり
複数名訪問加算(Ⅰ)	254	259 円	519 円	778 円	複数の看護師等が同時に実施した場合　30 分未満（1 回につき）
	402	411 円	821 円	1,231 円	複数の看護師等が同時に実施した場合　30 分以上（1 回につき）
複数名訪問加算(Ⅱ)	201	206 円	411 円	616 円	看護師等が看護補助者と同時に実施した場合　30 分未満（1 回につき）
	317	324 円	647 円	971 円	看護師等が看護補助者と同時に実施した場合 30 分以上（1 回につき）
長時間訪問看護加算	300	307 円	613 円	919 円	1 回につき
看護体制強化加算	100	103 円	205 円	307 円	1 月に 1 回
口腔連携強化加算	50	51 円	102 円	153 円	1 月に 1 回
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	6	6 円	12 円	19 円	1 回につき
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	3	3 円	6 円	9 円	

死後の処置（保険対象外の処置）	10，000 円

※ 特別管理加算は、別に厚生労働大臣が定める特別な管理を必要とする利用者に対して、訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合に加算します。別に厚生労働大臣が定める特別な管理を必要とする状態とは、次のとおりです。

1 在宅悪性腫瘍患者指導管理若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態又は気管カニューレ、留置カテーテルを使用している状態

2 在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理又は在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態

3 人工肛門又は人工膀胱を設置している状態

4 真皮を超える褥瘡の状態

5 点滴注射を週３日以上行う必要があると認められる状態

特別管理加算(Ⅰ)は 1 に、特別管理加算(Ⅱ)は 2～5 に該当する利用者に対して訪問看護を行った場合に算定します。

※ 専門管理加算は、緩和ケア、褥瘡ケア若しくは人工肛門ケア及び人工膀胱ケアに係る専門の研修を受けた看護師又は特定行為研修を修了した看護師が、訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合に算定します。

※ 初回加算は新規に介護訪問看護計画を作成した利用者に対し、訪問看護を提供した場合に加算します。また退院時共同指導加算を算定する場合は算定しません。

※ 退院時共同指導加算は、入院中又は入所中の者が退院又は退所するにあたり、主治医等と連携し在宅生活における必要な指導を行い、その内容を文書により提供した後に初回の介護訪問看護を行った場合に算定します。また初回加算を算定する場合は算定しません。

※ 複数名訪問加算は、複数の看護師等(両名とも保健師、看護師、准看護師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士であることを要する)、又は看護師等と看護補助者が同時に訪問看護を行う場合(利用者の身体的理由により１人の看護師等による訪問看護が困難と認められる場合等)に算定します。

※ 長時間訪問看護加算は、特別管理加算の対象者に対して、１回の時間が１時間 30 分を超え

る訪問看護を行った場合、訪問看護の所定サービス費（１時間以上１時間 30 分未満）に算定します。なお、当該加算を算定する場合は、別途定めた１時間 30 分を超過する部分の利用料は徴収しません。

※ 看護体制強化加算は、医療ニーズの高い利用者への訪問看護の体制を強化した場合に算定します。

※ サービス提供体制強化加算は、当事業所が厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして届け出し、利用者に対して介護予防訪問看護を行った場合に算定します。

（2）医療保険の場合

・訪問看護基本療養費Ⅰ

		利用料			
		10 割	1 割負担	2 割負担	3 割負担
週 3 日まで（看護師・理学療法士）	1 日につき	5,550 円	555 円	1,110 円	1,665 円
週 4 日目以降（看護師）	1 日につき	6,550 円	655 円	1,310 円	1,965 円
週 4 日目以降（理学療法士）	1 日につき	5,550 円	555 円	1,110 円	1,665 円
週 3 日まで （准看護師）	1 日につき	5,050 円	505 円	1,010 円	1,515 円
週 4 日目以降（准看護師）	1 日につき	6,050 円	605 円	1,210 円	1,815 円

・訪問看護基本療養費Ⅱ

		利用料			
		10 割	1 割負担	2 割負担	3 割負担
同一建物居住者への複数訪問（2 人目まで）	看護師の場合（週 3 日目まで）	5,550 円	555 円	1,110 円	1,665 円
	看護師の場合（週 4 日目以降）	6,550 円	655 円	1,310 円	1,965 円
	准看護師の場合（週 3 日目まで）	5,050 円	505 円	1,010 円	1,515 円
	准看護師の場合（週 4 日目以降）	6,050 円	605 円	1,210 円	1,815 円
	理学療法士等の場合	5,550 円	555 円	1,110 円	1,665 円
同一建物居住者への複数訪問（3 人目以上）	看護師の場合	2,780 円	278 円	556 円	834 円
	看護師の場合（週 4 日目以降）	3,280 円	328 円	656 円	984 円
	准看護師の場合（週 3 日目まで）	2,530 円	253 円	506 円	759 円
	准看護師の場合（週 4 日目以降）	3,030 円	303 円	606 円	909 円
	理学療法士等の場合（週 3 日目まで）	2,780 円	278 円	556 円	834 円

※同一日に同一建物で利用者様３名以上への訪問看護の提供に該当する場合は、料金が変動します。

・訪問看護基本療養費Ⅲ

		利用料			
		10 割	1 割負担	2 割負担	3 割負担
一時外泊時の訪問看護利用	1 回	8,500 円	850 円	1,700 円	2,550 円

・訪問看護管理療養費

		利用料			
		10 割	1 割負担	2 割負担	3 割負担
上記以外の場合	月の初日の訪問の場合　1 月につき	7,670 円	767 円	1,534 円	2,301 円
訪問看護管理療養費	月の 2 日目以降の場合　1 月につき	3,000 円	300 円	600 円	900 円

・基本療養費に追加される加算

			利用料			
			10 割	1 割負担	2 割負担	3 割負担
難病等複数回訪問加算	1 日 2 回／訪問者 2 人まで		4,500 円	450 円	900 円	1,350 円
	1 日 2 回／訪問者 3 人以上		4,000 円	400 円	800 円	1,200 円
	1 日 3 回以上／訪問者 2 人まで		8,000 円	800 円	1,600 円	2,400 円
	1 日 3 回以上／訪問者 3 人以上		7,200 円	720 円	1,440 円	2,160 円
緊急訪問看護加算	月 14 日目まで		2,650 円	265 円	530 円	795 円
	月 15 日目以降		2,000 円	200 円	400 円	600 円
乳幼児加算（6 歳未満）	厚生労働大臣が定める者		1,800 円	180 円	360 円	540 円
	上記以外の場合		1,300 円	130 円	260 円	390 円
長時間訪問看護加算			5,200 円	520 円	1,040 円	1,560 円
夜間早朝訪問看護加算（6～8 時／18～22 時）			2,100 円	210 円	420 円	630 円
深夜訪問看護加算（22 時～6 時）			4,200 円	420 円	840 円	1,260 円
複数名訪問看護加算	看護師やリハビリ職員と同行	同一建物 2 人以下	4,500 円	450 円	900 円	1,350 円
		同一建物 3 人以上	4,000 円	400 円	800 円	1,200 円
	准看護師と同行	同一建物 2 人以下	3,800 円	380 円	760 円	1,140 円
		同一建物 3 人以上	3,400 円	340 円	680 円	1,020 円
	その他職員と同行	同一建物 2 人以下	3,000 円	300 円	600 円	900 円
		同一建物 3 人以上	2,700 円	270 円	540 円	810 円
	その他職員と同行【厚生労働大臣が定める場合】1 日 1 回	同一建物 2 人以下	3,000 円	300 円	600 円	900 円
		同一建物 3 人以上	2,700 円	270 円	540 円	810 円
	その他職員と同行【厚生労働大臣が定める場合】1 日 2 回	同一建物 2 人以下	6,000 円	600 円	1,200 円	1,800 円
		同一建物 3 人以上	5,400 円	540 円	1,080 円	1,620 円
	その他職員と同行【厚生労働大臣が定める場合】1 日 3 回	同一建物 2 人以下	10,000 円	1,000 円	2,000 円	3,000 円
		同一建物 3 人以上	9,000 円	900 円	1,800 円	2,700 円

・訪問看護管理療養費に追加される加算

		利用料			
		10 割	1 割負担	2 割負担	3 割負担
24 時間対応体制加算	看護業務の負担軽減の取組を行っている場合	6,800 円	680 円	1,360 円	2,040 円
	上記以外の場合	6,520 円	652 円	1,304 円	1,956 円
特別管理加算	重度	5,000 円	500 円	1,000 円	1,500 円
	軽度	2,500 円	250 円	500 円	750 円
退院支援指導加算	長時間訪問看護加算が対象の方へ療養上必要な指導を長時間行った場合	8,400 円	840 円	1,680 円	2,520 円
	上記以外の場合	6,000 円	600 円	1,200 円	1,800 円
専門管理加算	緩和ケア、褥瘡ケア、人工肛門・人工膀胱ケアに係る専門研修を受けた看護師が計画的な管理を行った場合	2,500 円	250 円	500 円	750 円
	特定行為研修を修了した看護師が計画的な管理を行った場合	2,500 円	250 円	500 円	750 円

在宅患者連携指導加算		3,000 円	300 円	600 円	900 円
在宅患者緊急時等カンファレンス加算	月 2 回まで	2,000 円	200 円	400 円	600 円
看護・介護職員連携強化加算		2,500 円	250 円	500 円	750 円
退院時共同指導加算	初回訪問時	8,000 円	800 円	1,600 円	2,400 円
特別管理指導加算		2,000 円	200 円	400 円	600 円
訪問看護医療 DX 情報活用加算		50 円	5 円	10 円	15 円

※退院支援指導加算は、長時間の訪問を要する者に対して指導を行った場合にあっては、1 回の退院支援指導の時間が 90 分を超えた場合または複数回の退院支援指導の合計時間が 90 分を超えた場合に限る

	利用料			
	10 割	1 割負担	2 割負担	3 割負担
情報提供療養費 1	1,500 円	150 円	300 円	450 円
情報提供療養費 2	1,500 円	150 円	300 円	450 円
情報提供療養費 3	1,500 円	150 円	300 円	450 円
ターミナルケア療養費 1	25,000 円	2,500 円	5,000 円	7,500 円
ターミナルケア療養費 2	10,000 円	1,000 円	2,000 円	3,000 円
遠隔死亡診断補助加算	1,500 円	150 円	300 円	450 円

死後の処置（保険対象外の処置）	10，000 円

※ 特別管理加算は、別に厚生労働大臣が定める特別な管理を必要とする利用者に対して、防訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合に加算します。別に厚生労働大臣が定めると別な管理を必要とする状態とは、次のとおりです。

1 在宅悪性腫瘍患者指導管理若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態又は気管カニューレ、留置カテーテルを使用している状態

2 在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理又は在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態

3 人工肛門又は人工膀胱を設置している状態

4 真皮を超える褥瘡の状態

5 点滴注射を週 3 日以上行う必要があると認められる状態

特別管理加算重度は 1 に、特別管理加算軽度は 2～5 に該当する利用者に対して訪問看護を行った場合に算定します。

※緊急訪問看護加算の算定要件は、これまでの要件に加えて以下の要件も追加します。

・利用者又はその家族等からの電話等による緊急の求めに応じ、主治医の指示により緊急に訪問看護を実施した際は、日時、内容及び対応状況を訪問看護記録書に記録する

・加算を算定する理由を訪問看護療養費明細書に記載する

※ 緊急時訪問看護加算は、利用者の同意を得て、利用者又はその家族等に対して 24 時間対応できる体制を整備し、計画的に訪問することとなっていない緊急時訪問を必要に応じて行う場合に算定します。

緊急時訪問看護加算 24 時間対応体制加算	看護師による緊急時訪問看護の説明を受けサービスを利用することに ●同意します　　□同意しません

7　その他の費用について

① 交通費	頂きません。	
② キャンセル料	サービスの利用をキャンセルされる場合、キャンセルの連絡をいただいた時間に応じて、下記によりキャンセル料を請求させていただきます。	
	24 時間前までのキャンセル	キャンセル料は不要です。
	24 時間以内のキャンセル 申し出なくキャンセル	１提供当りの料金の 10%を請求いたします。
※ただし、利用者の病状の急変や急な入院等の場合には、キャンセル料は請求いたしません。		

8　利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）その他の費用の請求及び支払い方法について

1 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）、その他の費用の請求方法等	1 利用料利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。 2 上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月 20 日までに利用者あてにお届け（郵送）します。
2 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）、その他の費用の支払い方法等	1　利用料の支払いは口座振替のみの対応となります。 2　引き落とし日は 26 日です。（26 日が土日祝の場合は翌営業日になります。） 3　支払いの確認をしましたら、領収書をお渡ししますので、必ず保管されますようお願いします。（医療費控除の還付請求の際に　必要となることがあります。） 4　ご提出から引き落とし開始まで 2-3 ヶ月を要します。その間も請求書は送付されますが、初回の口座振替でまとめて引き落としになります。

※ 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から２月以上遅延し、さらに支払いの督促から 14 日以内に支払いが無い場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

9　緊急時における対応

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

弊社職員は救急車またはご家族の自家用車、タクシーにて病院搬送などの際、搬送先の病院

に同伴することはできません。

10　事故発生時の対応方法について

利用者に対する訪問看護の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る介護事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、利用者に対する訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	三井住友海上火災保険株式会社
保険名	訪問看護事業者総合保障制度

11　その他の留意事項

(1) 利用者の身体状況を弊社職員全員で把握し、総括的なサポート体制と緊急対応をするため、選任のスタッフのみで訪問することはできません。

(2) 訪問予定時間は交通状況等により 15 分前後することがあります。15 分以上遅れる場合は、事前に弊社よりご連絡させていただきます。

(3) やむを得ない事情により、当日訪問が困難になった場合には、事前に弊社よりご連絡させていただきます。訪問日を振り替える等の措置を講じるものとします。

12　虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者	管理者　岡西篤

(2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。

(3) 虐待防止のための指針の整備をしています。

(4) 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。

(5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

13　身体的拘束等について

事業者は、原則として利用者に対して身体的拘束等を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられ、以下の(1)～(3)の要件をすべて満たすときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、必要最小限の範囲内で身体的拘束等を行うことがあります。その場合は、態様及び時間、利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由、経過観察並びに検討内容についての記録し、５年間保存します。

また事業者として、身体的拘束等をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

(1) 切迫性‥‥‥直ちに身体的拘束等を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体

に危険が及ぶことが考えられる場合。

(2) 非代替性‥‥身体的拘束等以外に、代替する介護方法がない場合。

(3) 一時性‥‥‥利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなれば、直ちに身体的拘束等を解く場合。

14　秘密の保持と個人情報の保護について

1 利用者及びその家族に関する秘密の保持について	1　事業者は、利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。 2　事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者又はその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。 3 また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。 4　事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
2 個人情報の保護について	1　事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。 2　事業者は、利用者又はその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。 3　事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）

15　衛生管理等

(1)看護職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。

(2)指定介護予防訪問看護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

(3)事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

1 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね６月に１回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。

2 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。

3 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

16　業務継続計画の策定等について

(1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防訪問看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）

を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
(2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。
(3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

17　サービス提供に関する相談、苦情について

(1)　苦情処理の体制及び手順

提供した指定介護予防訪問看護に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。（下表に記す【事業者の窓口】のとおり）

(2)　苦情申立の窓口

【事業者の窓口】	訪問看護ステーション zoo 管理者　岡西篤 電話番号　050-3529-9715
【市町村（保険者）の窓口】	東三河広域連合介護保険課指定グループ 電話番号　0532-26-8470
【公共機関の窓口】	愛知県国民健康保険団体連合苦情調査係 電話番号　052-971-4165

18　サービスの終了

以下の場合は、自動的にサービスを終了致します。
(1) 利用者が介護保険施設に入所した場合
(2) 利用者が入院等のため訪問を休止して３ヶ月が経過した場合
(3) 介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合 ・ 利用者が死亡した場合
(4) 利用者が事業者の通常の事業の実施地域外に転居した場合

19　重要事項説明の年月日

年月日	年　　月　　日

上記のとおり、重要事項を説明いたしました。

事業者	事業者名	合同会社 CloudNine
	事業所名	訪問看護ステーション zoo
	住所	豊橋市伝馬町 178 番地　山本ビル 405 号
	代表社員	岡西篤
	説明者氏名	

上記内容の説明を事業者から確かに受け、内容について同意し、重要事項説明書の交付を受けました。

利用者	住　所	
	氏　名	

代理人	住　所	
	氏　名	